

第 1 問 答案用紙< 1 >  
(租 税 法)

問題 1

問 1

B社からA社に対する重機の無償による譲渡に係る収益の額は、当該重機の時価相当額の600万円であり、B社の令和3事業年度の法人税の所得の金額の計算上、益金の額に算入する（法人税法22条2項、22条の2第1項、4項）。

問 2

A社とB社との間で締結された信託契約に基づく信託は、法人課税信託に該当する（法人税法2条二十九号のニイ）。したがって、当該法人課税信託の受託者であるB社において、信託財産に帰せられる収益及び費用は、B社の固有資産等とは別の者とみなして（区分して）、法人税の所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入する（同法4条の6）。

問 3

500万円の債務の免除は、居住者であるPが、資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難となったため、A社から受けたものである。したがって、当該債務の免除により受ける経済的な利益の価額である500万円は、Pの各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない（所得税法44条の2第1項）。

問 4

A社がC社から売掛金550万円を領収することができなかったのは、更生計画認可の決定により債権の切捨てがあったためである。したがって、A社の令和3課税期間の課税標準額に対する消費税額から、当該売掛金に係る消費税額39万円（ $=550万円 \times 7.8/110$ ）を控除する（消費税法39条1項）。

第 1 問 答案用紙< 2 >  
(租 税 法)

問題 2

番号	○×欄	記述欄
①	×	<p>マンション屋上の使用の対価として受領した金員について、Kに法人税の納税義務は生じる。</p> <p>法人税法 2 条八号，十三号，3 条，4 条 1 項</p>
②	×	<p>A社がC社から受領した金銭配当の額で，益金不算入の対象となるものに係る外国源泉税等の額は，A社の令和 3 事業年度の損金の額に算入されない。</p> <p>法人税法39条の 2</p>
③	×	<p>Rが特定譲渡制限付株式を付与されたことによりRの給与所得として課税された金額は，B社の令和 3 事業年度の所得の金額の計算上，役員給与として損金の額に算入されない。法人税法34条 1 項二号，54条 1 項一号</p>
④	×	<p>Pの令和 3 年分の所得税額の計算上，電気陶器窯の滅失直前の帳簿価額相当額については，事業所得に係る必要経費に算入される。</p> <p>所得税法51条 1 項</p>
⑤	○	<p>消費税法 4 条 5 項一号，28条 1 項，3 項一号</p>

## 第 2 問 答案用紙< 1 > (租 税 法)

### 問題 1

(単位：円)

当期純利益の金額	. . . . .	
	<u>加算すべき金額</u>	<u>減算すべき金額</u>
(減価償却資産についての申告調整)		
器具備品 A	, ,	17,818
器具備品 B	1,925,000	, ,
ソフトウェア C	120,000	, ,
機械装置 D	49,922	, ,
(外国通貨についての申告調整)	, ,	19,400
(有価証券についての申告調整)		
E 社株式	70,000,000	, ,
F 社株式	, ,	37,500,000
G 社株式	, ,	12,000,000
(棚卸資産についての申告調整)	, ,	1,800,000
(貸倒引当金についての申告調整)		
H社に対する貸付金	, ,	6,000,000
H社に対する貸付金以外の債権	, ,	220,000

## 第 2 問 答案用紙< 2 > (租 税 法)

	加算すべき金額	減算すべき金額
(寄附金についての申告調整)	10,625,000	, ,
(役員退職慰労金についての申告調整)	, ,	48,000,000
(租税公課についての申告調整)		
[資料] 9. の(2)及び(3)について	, ,	30,584,000
[資料] 9. の(4)及び(5)について	53,296,000	, ,
[資料] 9. の(6)について	2,497,000	, ,
[資料] 9. の(7)について	20,000,000	, ,
(前期分の修正申告事項についての当期の申告調整)		
[資料] 10. の(1)について	, ,	3,180,000
[資料] 10. の(2)について	, ,	2,000,000
(欠損金についての申告調整)	, ,	190,000,000
(その他の申告調整)	. . . . .	. . . . .
所得金額	. . . . .	

第2問 答案用紙<3>  
(租 税 法)

問題2

(単位：円)

[問] 1.

(1) 事業所得の総収入金額

8,500,000

(2) 事業所得の必要経費の金額

2,812,300

[問] 2.

(1) 退職所得の金額

7,075,000

(2) 給与所得の金額

4,120,000

(3) 一時所得の金額

950,000

(4) 雑所得の金額

270,000

[問] 3.

(1) 扶養控除の金額

380,000

(2) 雑損控除の金額

1,000,000

(3) 生命保険料控除の金額

117,000

[問] 4.

丙の課税総所得金額

290,000

第2問 答案用紙<4>  
(租税法)

問題3

(単位：円)

- |   |               |
|---|---------------|
| (1) 課税標準額に対する消費税額                                 | 227,249,100   |
| (2) 課税売上割合の計算式の分子の金額                              | 3,340,300,000 |
| (3) 課税売上割合の計算式の分母の金額                              | 3,351,685,000 |
| (4) 課税貨物に係る消費税額                                   | 156,000       |
| (5) 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額                             | 197,207,400   |
| (6) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等にのみ要するもの              | 195,482,820   |
| (7) 課税仕入れ等に係る消費税額のうちその他の資産の譲渡等にのみ要するもの            | 223,080       |
| (8) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの | 1,501,500     |
| (9) 売上げの返還等対価に係る税額                                | 1,025,700     |
| (10) 貸倒れに係る税額                                     | 51,480        |